

マニユライフ生命 『マニユライフ終身保険(円建/外貨建)』を野村証券で販売開始

～のこしたい方へ残せる、払い込んだ保険料を上回る保障が一生続く一時払終身保険～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都調布市、以下「マニユライフ生命」)は、2015年3月2日より、通貨選択型一時払終身保険(ペットネーム: 『マニユライフ終身保険(円建/外貨建)』)を野村証券株式会社(代表執行役社長: 永井 浩二)の本店および全支店において販売開始いたします。

『マニユライフ終身保険(円建/外貨建)』は、少しでも多くの資産を安心してご家族に残したい、というお客様の相続ニーズにお応えするために開発した、一時払終身保険です。死亡・高度障害の場合にお支払いする保険金額は、払い込んだ保険料を上回ります。選択いただいた通貨に応じた積立利率で運用するため、魅力的な金利の通貨をお選びいただくことで、より高い死亡保障が得られます。また、3種類の契約通貨を設定しておりますので保有資産の通貨分散にもご活用いただけます。契約日の積立利率を終身にわたって適用し、死亡・高度障害の保険金額を一生保証する、シンプルで分かりやすい内容の商品です。

『マニユライフ終身保険(円建/外貨建)』の特徴 (別紙参照)

1. 払い込んだ保険料を上回る保障

- 死亡または高度障害の場合のお支払いの基準となる基本保険金額^{*1}として、一時払保険料を上回る金額が、契約当初から一生にわたって保証されます。
- 終身にわたって契約時の積立利率^{*2}が適用されます。
- 契約通貨は、米ドル、豪ドルまたは円のいずれかから選択できます。

2. 大切な資産をのこしたい方へのこせます

- 被保険者に万一の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。^{*3}
- 死亡・高度障害保険金は、支払事由発生日の「基本保険金額」と「解約返戻金額」のいずれか大きい金額です。
- 死亡保険金受取人は、被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定できます。

3. 健康相談等の付帯サービス

- マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供する付帯サービス『こころとからだの健康サポート メディカルリリーフ』^{*4}をご利用いただけます。日常の病気やケガに対するご相談や、日本を代表する医師(総合相談医)によるセカンドオピニオンのサービスがご利用いただけます。



- *1 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
- *2 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約時に適用された積立利率は終身にわたって適用されます。
- *3 高度障害保険金の受取人は、被保険者となります。
- *4 ティーベック株式会社の主力サービスである「ドクターオドクターズネットワーク」であり、マニユライフ生命では専用のサービス名称『こことからの健康サポート メディカルリリーフ』として提供しています。

マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフ・ファイナンシャル(マニユライフ)のグループ企業です。

マニユライフは、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループです。主にカナダ、米国、アジアを中心に事業を展開し、カナダおよびアジア地域ではマニユライフとして、米国においてはジョン・ハンコックのブランドで事業を行っています。マニユライフは、お客様からの信頼と信用に支えられ、力強さに満ち、明日を切りひらく企業として、お客様のニーズにあったファイナンシャル・ソリューションを提供しています。また、職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数多くのお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供し、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。

マニユライフ及びその子会社の管理運用資産は、2014年12月31日現在およそ6,910億カナダドル(5,960億米ドル)です。トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.com)をご覧ください。



<別紙 1>

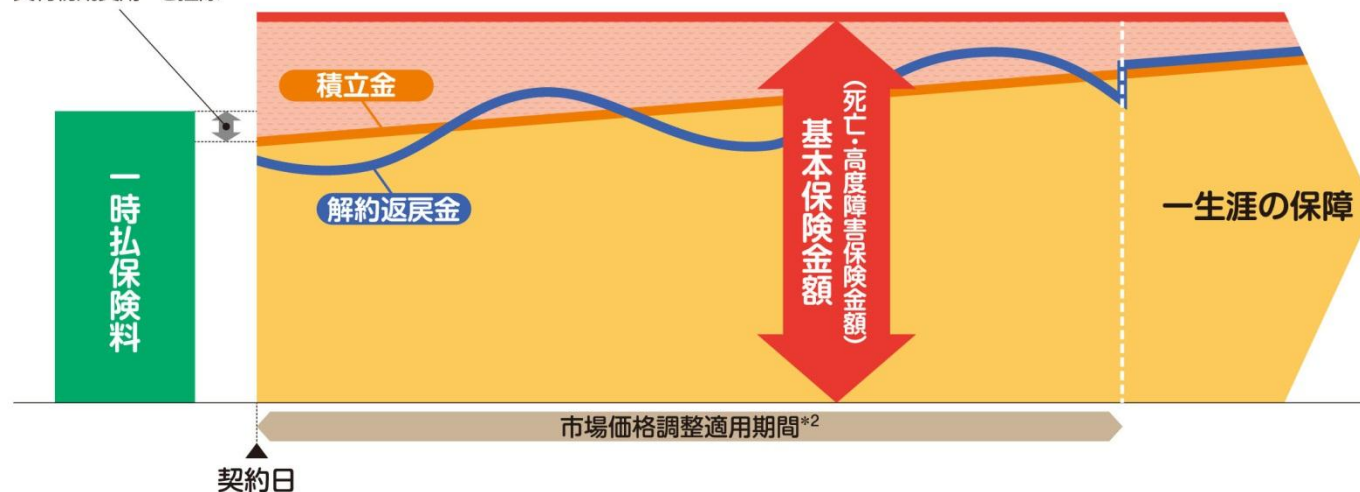
- 契約時に設定される積立利率が一生にわたって適用されます(途中で利率の変更はありません)。
- 積立利率は、被保険者の性別や年齢にかかわらず同一です(契約通貨により異なります)。



- 契約時から一時払保険料を上回る死亡・高度障害保障を確保できます。

【イメージ図】

契約初期費用*1を控除



*1 くわしくは、<別紙 2-1>「この保険にかかる費用は次の通りです」をご覧ください。

*2 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて 20 年を経過する日または被保険者の年齢が 90 歳となる契約当日の前日までのいずれか短い期間です。

※上図では、死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額と仮定して表示しています。

この保険にかかる費用は次の通りです

この保険にかかる費用は、契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

契約初期費用

- 契約日に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

目的	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結に必要な費用	70歳以下	4.00%	9.80%	9.80%
	71歳～79歳	3.75%	9.50%	9.50%
	80歳以上	3.50%	8.90%	8.90%

* 年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします(**)。

保険関係費

- 保険契約の維持等に必要な費用

積立利率を設定する際に保険契約の維持等に必要な費用をあらかじめ差し引きます。

- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用

積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

** ご契約の引き受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。この場合、被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数(年増年数)を加えた年齢に基づいて、契約初期費用、基本保険金額および積立金を計算します。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお支払いいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 「円支払特約B型」を付加し、保険金等を円でお支払いする場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※平成27年2月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

■解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**



契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

■為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。